

入学準備金貸付制度 Q&A

Q1：どのような学校が貸付の対象になりますか。

(A)

高校及び大学は、学校教育法に規定された学校及びこれらに準ずる学校が対象になります。専門学校の場合は、学校法人である必要があります。

Q2：公立高校に進学を希望していますが、併願で私立高校も受験する予定です。申込書の進学希望先と貸付希望額はどのように書けばいいのでしょうか。

(A)

入学希望先には私立高校の名前をご記入いただき、希望する額は30万円以内でお書きください。最終的に公立高校に進学する場合は、貸付金額を10万円に変更する届けをお出しいただきます。

Q3：返済はいつから始まりますか。

(A)

貸付後、6か月据え置き、3年以内で返済していただきます。具体例を挙げますと、令和6年1月に貸付を受けると、令和6年8月から返済が始まります。

Q4：どのようにして返済するのでしょうか。

(A)

返済方法は、金融機関及び各まちづくりセンター(並木まちづくりセンター除く)窓口で、納付書を用いてのお支払いです。口座振替やコンビニエンスストアでの振り込み等は行っておりませんのでご注意ください。

Q5：両親共働きなのですが、借入申込者となるのは父と母どちらでもいいのでしょうか。

(A)

主として生計を担っている方でお申し込みください。

Q6：保証人に、同じ住所地に住んでいる別世帯の人になってもらっても大丈夫でしょうか。

(A)

別世帯であっても、同住所で生計を共にしている方は、保証人になっていただけません。

Q7：所沢市内だと保証人が見つかりませんが、市外なら頼めそうな人がいます。

(A)

所沢市外の方でも、その方の「市区町村民税の滞納がないことがわかる書類」の提出があれば、保証人になっていただけます。書類は、保証人の住民票所在地の自治体で取得してください。

Q8：申込書に記入間違いをしてしまいました。どうしたらいいでしょうか。

(A)

二重線で訂正してください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

Q9：最近転職をしましたが、何か提出書類はありますか。

(A)

令和5年1月から申し込み時点までの給与明細をご持参ください。現時点での収入状況を確認させていただきます。

Q10：所得課税証明書の提出は必要なのでしょうか。

(A)

同意書の提出があれば、原則必要ございません。しかし、令和5年1月1日時点で所沢市に住民票がない方は、所沢市で市区町村民税が課税されておられませんので、所得の確認ができません。そのため、令和5年1月1日時点で所沢市に住民票がない方は、所得課税証明書の提出が必要です。

Q11：所得の申告をしていませんがどうしたらいいですか。

(A)

入学準備金の申込をする前に必ず、市民税課で所得の申告を行ってください。

Q12：卒業見込証明書はどこで入手できますか。

(A)

卒業見込証明書は、在学する（卒業した）高校が発行するものです。

Q13：保証人の所得課税証明書の代わりに、源泉徴収票を提出してもいいですか。

(A)

源泉徴収票ではなく、所得課税証明書を提出してください。また、所得が未申告の場合、金額欄が「*」となることがあります。所得が0でも市民税課にて申告をし、所得金額の記載のあるものを取得してください。

Q14：まちづくりセンターでも申込みできますか。

(A)

まちづくりセンターでは受付しておりません。こども支援課の窓口にご持参ください。その際は、借入申込者本人または代理人（配偶者及び同居親族に限る）がお越しくください。

Q15：郵送で申込みできますか。

(A)

郵送では受け付けられません。こども支援課の窓口にご持参ください。